

公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザルにより業務委託者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

令和6年4月22日

明日香村長 森 川 裕 一

1 公募型プロポーザル公告に付する事項

(1) 委託業務名

令和6年度 第404号 第3期 明日香村子ども・子育て支援事業計画策定のための調査・分析業務

(2) 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日

(3) 委託業務の内容

第3期明日香村子ども・子育て支援事業計画策定に必要な調査、分析を行うものとする。

- ① 子ども・子育て支援に関する調査
- ② 子どもの生活に関する実態調査
- ③ 子ども・若者育成支援に関する意識調査

また、将来に向けて村内の保育及び教育の一貫した体制のあり方について、検討する必要な調査、分析を併せて行うものとする。

- ・現状の分析と課題の整理
- ・ニーズ調査票の作成・印刷・郵送、回収後の集計・分析・報告書作成
- ・需要量の推計・目標量の設定
- ・明日香村子ども・子育て会議等の企画運営支援と参加及び専門的見地からの説明（会議の開催数3回程度）
- ・打合せ協議
- ・パブリックコメントの実施支援等
- ・第3期 明日香村子ども・子育て支援事業計画の策定

(4) 委託金額

金4,999,500円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。
- (3) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと。
- (4) 令和6年度明日香村入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (5) 明日香村建設工事等請負契約に係る入札参加資格停止措置要綱による指名停止中でないこと。
- (6) 国や地方公共団体等において、計画策定に関する業務の実績を有していること。

3 業務委託者の選定方法

明日香村は、第3期 明日香村子ども・子育て支援事業計画策定に必要な調査、分析の業務委託者を選定するにあたり、参加者を公募し、当該参加者に対して参加申込書・提案書の提出を求め、かつヒアリングを実施し、「第3期 明日香村子ども・子育て支援事業計画策定に必要な調査、分析の業務に係る審査項目及び審査基準」に基づき審査を行い、最も高得点を獲得した者を契約候補者として選定します。プロポーザルへの参加を希望される場合は、実施要領等を確認のうえ、参加申込書及び提案書を提出期限までに提出してください。

尚、主な日程は、次のとおりです。

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の交付	令和6年4月22日（月）～令和6年5月8日（水）
参加申込書の提出	令和6年4月22日（月）～令和6年5月8日（水）
質問票の提出	令和6年5月14日（火）
回答日	令和6年5月17日（金）
提案書の提出	令和6年5月22日（水）～令和6年5月29日（水）
ヒアリング	令和6年6月10日（月）予定
審査結果の通知	令和6年6月中旬予定
契約の締結	令和6年6月下旬予定

4 公募型プロポーザル実施要領等の交付期間等

(1) 交付期間

令和6年4月22日（月）から令和6年5月8日（水）までです。

（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までです。）

(2) 交付場所

明日香村役場 健康づくり課

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘21番地

(3) 交付資料

- ① 公募型プロポーザル実施要領
- ② 業務仕様書
- ③ 参加申込書（様式1）
- ④ 資格調書（様式2）
- ⑤ 質問票（様式3）
- ⑥ 提案書（様式4～様式6）

※ 上記の交付資料は、明日香村のホームページ（<http://www.asukamura.jp>）からもダウンロードができます。

5 参加申込書の提出

(1) 提出期間

令和6年4月22日（月）から令和6年5月8日（水）までです。

（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までです。）

(2) 提出場所

明日香村役場 健康づくり課

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘2 1 番地

6 質疑票の提出

(1) 受付期間

令和6年5月14日(火)

(ただし、午前9時から午後5時までです。)

(2) 質問方法

質問票(様式3)に質問内容を記入し、下記のFAX番号あて送信してください。尚、電話、口頭での質問は受け付けません。

FAX番号 0744-54-5551 (明日香村役場 健康づくり課あて)

(3) 回答

上記の受付日に受理した質問は、参加申込書の提出があった全ての者に、令和6年5月17日(金)にファックスで回答します。

7 提案書の提出

(1) 提出期間

令和6年5月22日(水)から令和6年5月29日(水)までです。

(ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までです。)

(2) 提出場所

明日香村役場 健康づくり課

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘2 1 番地

8 契約の不締結

契約候補者の特定後、契約候補者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- ① 契約候補者の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあっては、その者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- ② 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 契約候補者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④ 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤ 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)

に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

- ⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記⑥に該当する場合を除く。)において、明日香村が明日香村との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

9 その他

詳細は、第3期 明日香村子ども・子育て支援事業計画策定のための調査・分析業務に係る公募型プロポーザル実施要領によるものとします。

10 問い合わせ先

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘2 1 番地

明日香村役場 健康づくり課

TEL 0744-54-5550 FAX 0744-54-5551